

新型コロナウイルス感染拡大に係る手続きの一部郵送での対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、感染予防のために、当面の間、当課における手続きを下記のように変更し、一部郵送等で対応出来るように致します。必ず、電話やメールなどで事前に確認したうえで送付いただくようお願い致します

また、申請、届出、書類の補正、副本の返却等の手続きに伴い来庁する際は、複数件ある場合はまとめる等出来る限り来庁回数を減らすようお願い致します。

開発指導係		事業者から市へ		市から事業者へ	
条例・要綱	申請・届出書類	事前メール確認の必要性	郵送	交付書類	市からの事務処理方法
中高層条例	標識設置届	○			来庁時、押印後副本を手交
	近隣説明状況等報告書	○	○		受付印を押印した頭紙のみメールにて返信
				追加等指摘書	メールにて送付
	意見対応状況報告書		○	近隣説明報告済証	写しをメールにて送付
				手続完了通知	受領に来庁頂き、今までの交付書類（正本）と共に手交（受領印を要する）
	建築主変更届		○		受付印を押印した頭紙のみメールにて返信
	建築計画変更届	○	○		受付印を押印した頭紙のみメールにて返信
	建築取止届		○		受付印を押しした頭紙のみ相手にメール返信
協議基準要綱	事前協議申請書			事前協議書	来庁にて中高層の標識設置届と共に提出 事前協議申請書提出時に作成し手交
ワンルーム条例	事前協議書	○		事前協議結果通知書	来庁にて提出 頭紙及び交通安全対策課から交付された協議事項確認書の写しのみメールにて送付
	標識設置報告 説明状況報告書	○	○		受付印を押しした頭紙のみ相手にメール返信 受付印を押しした頭紙のみ相手にメール返信
				追加等指摘書	メールにて送付
	意見対応状況報告書		○	説明状況報告済証	写しをメールにて送付
				意見対応状況報告済証	受付印を押しした頭紙のみ相手にメール返信
	設置完了報告書	○	○		写しをメールにて送付
	連絡先表示板報告書	○		検査完了通知書	受付印を押しした頭紙のみ相手にメール返信 写しをメールにて送付
	建築取止め届		○		来庁にて提出頂き、今までの交付書類（正本）と共に手交（受領印を要する）

- ※ 事前メールを送付いただきましたら、確認の為ご一報ください。
- ※ 事前メールの送付又は郵送されるものにつきましては、担当者のご連絡先をご提示ください。
- ※ 郵送に○がついているものにつきましても来庁を妨げるものではありません。
- ※ 来庁していただく場合は、感染拡大防止の為に事前に担当者と時間予約をしてください。

問い合わせ
開発審査課開発指導係
直通 048-242-6347（直通）